

# ホツマ インターナショナル スクール 学則

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、外国語を母語とする者に対して、日本の文化や生活習慣についての教育を含め、総合的な日本語教育を实践して、国際交流と社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、「ホツマ インターナショナル スクール」という。

(位置)

第 3 条 本校は、岐阜県岐阜市宇佐南 4 丁目 20 番 12 号に置く。

## 第 2 章 コース、修学期間、収容定員及び休業日

(コース、修学期間及び収容定員)

第 4 条 本校のコース、修学期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	コース名	修学期間	収容定員	クラス数	備考
午前部	進学 1 年 6 か月コース	1 年 6 か月	74 人	4	10 月生 … 74 人
	進学 2 年コース	2 年	98 人	5	4 月生 … 98 人
	小計		172 人	9	4 月生 … 98 人 10 月生 … 74 人
午後部	進学 1 年 6 か月コース	1 年 6 か月	74 人	4	10 月生 … 74 人
	進学 2 年コース	2 年	98 人	5	4 月生 … 98 人
	小計		172 人	9	4 月生 … 98 人 10 月生 … 74 人
計			344 人	18	4 月生 … 196 人 10 月生 … 148 人

(始期・終期)

第 5 条 本校のコースは、原則として 4 月及び 10 月に始まり、3 月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第 1 学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(2) 第 2 学期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

3 前項の各学期を分けて、次のように前半期、後半期とする。

- (1) 第1学期：前半期 4月1日から6月30日まで 後半期 7月1日から9月30日まで
- (2) 第2学期：前半期 10月1日から12月31日まで 後半期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 土曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
  - (4) 夏季休業 7月31日から8月31日まで
  - (5) 冬期休業 12月25日から1月7日まで
  - (6) 春季休業 3月21日から3月31日まで
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他の急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が定める。

### 第3章 教育課程、授業時間数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本校の各コースの教育課程及び授業時数は、次の各号の表に定めるとおりとする。ここにおける授業時数の1単位時間は、45分間とする。ただし、必要に応じて1授業で5分～15分間の延長乃至は授業時数2時間の連続授業も可能とする。

(1) 進学1年6か月コース

授業科目	内 容	週当たり授業時間数
総合日本語	初級～中上級レベルの文型・表現・応用会話	9時間 (62週)
文字・語彙	初級～中上級レベルの文字・語彙・漢字 1500	1時間 (62週)
文法	日本語能力試験 3～1級レベル文法問題	1時間 (62週)
聴解	日本留学試験、日本語能力試験 3～1級レベル聴解練習	3時間 (62週)
読解	初級～中上級レベル読解、日本留学試験 読解問題練習、新聞読解	4時間 (62週)
作文	初級～中上級レベル作文、小論文・記述問題対策、発表文原稿	2時間 (62週)

## (2) 進学 2 年コース

授業科目	内 容	週当たり授業時間数
総合日本語	初級～上級レベルの文型・表現・応用会話、大学受講準備	9 時間 (82 週)
文字・語彙	初級～上級レベルの文字・語彙・漢字 2000 字	1 時間 (82 週)
文法	日本語能力試験 3～1 級レベル文法問題	1 時間 (82 週)
聴解	日本留学試験、日本語能力試験 3～1 級レベル聴解練習	3 時間 (82 週)
読解	初級～上級レベル読解、日本留学試験 読解問題練習、新聞読解	4 時間 (82 週)
作文	初級～上級レベル作文、発表文原稿小論文・記述問題対策、発表練習	2 時間 (82 週)

### (学習の評価)

第 9 条 学習の評価は、平素の学習態度や出席状況、試験成績等を総合して決定し、5 段階評価とする。

### (教職員組織)

第 10 条 本校に次の教職員を置く

- (1) 校長
  - (2) 主任教員
  - (3) 教員 17 名以上 (うち専任 7 人以上)
  - (4) 生活指導担当者 2 名以上 (教員との兼任可)
  - (5) 事務職員 2 名以上 (教員との兼任可)
- 2 前項のほか、必要な職員を置く
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

## 第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

### (入学資格)

第 11 条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける保証人を有する者

### (入学時期)

第 12 条 本校への入学は、年 2 回とし、その時期は、4 月及び 10 月とする。

#### (入学手続)

第 13 条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 19 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定する期日までに第 19 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

#### (休学・復学)

第 14 条 疾病その他やむを得ない事由によって、3 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を得なければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

#### (退学)

第 15 条 退学しようとする者は、その事由と保証人の同意を記した退学願を提出して、校長の許可を受けなければならない。

#### (修了・卒業の認定)

第 16 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 9 条に定める評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

#### (褒賞)

第 17 条 校長は、成績優秀かつ他の模範となる生徒に対して、褒賞を与えることができる。

#### (懲戒処分)

第 18 条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由なく出席が常でない者
  - (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
  - (5) 教職員の審議により在籍させることが適当でないと決定された者

## 第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 : 20000 円 (但し、在留資格が「留学」以外の者は免除する。)
- (2) 入学金 : 80000 円 (在留資格が「留学」の者)  
30000 円 (在留資格が「留学」以外の者)
- (3) 授業料 : 600000 円 (1年分)
- (4) 雑費(教材費・課外活動費等) : 40000 円 (1年分)

(納入)

第20条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月又はその翌月から授業料を免除することができる。
- 3 特別な事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第21条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第22条 既に納入した生徒納付金は原則として返還しない。

- 2 疾病その他のやむを得ない理由により退学する場合には、別に定めるところにより、納入金の全部又は一部を返還することができる。

## 第6章 雑則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第25条 この学則の施行についての細則は、校長が定める。

付則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。